

令和2年

第2回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和2年 第2回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和2年2月10日（月曜） 午後2時開会

2 開催場所 阿蘇市役所 北側別館大会議室

3 農業委員出席者

19名中 18名出席

4 農地利用最適化推進委員出席者

21名中 9名出席

5 議事

- ・ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・ 議案第4号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・ 議案第6号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
- ・ 議案第7号 農業経営基盤強化法第16条第1項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請について

6 農業委員会事務局出席者

事務局 3名出席

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 18 名出席で定足数に達していますので、会議規則により第 2 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 こんにちは。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。世界的に新型コロナウイルスが流行しております。委員の皆さんには体調管理には十分注意してください。

さて、今月の 25 日から 27 日にかけて、今年度 2 回目の農地パトロールを実施致しますので、委員の皆さんにおきましては出席方よろしくお願ひします。詳細は、総会終了後事務局が説明します。次に、農業委員会憲章の唱和を、本日は 12 番委員にお願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 16 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 3 件、第 4 条によるもの 1 件、第 5 条によるもの 2 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 7 件、利用権の設定 35 件、使用貸借権の設定 11 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 7 件、農業経営基盤強化法第 16 条第 1 項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請について 1 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、9 番委員、10 番委員へお願ひ致します。

それでは最初に、報告第 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願ひます。

事務局 報告第 2 号の 16 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 16 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、賃借人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 報告第 2 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 報告第 2 号については、発言がないようですので、以上で報告第 2 号を終わります。続きまして、議案第 4 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 3 件、4 条 1 件、5 条 2 件、まず 3 条から説明願ひます。

事務局 議案第 4 号農地法第 3 条による許可申請の 3 件の譲受人は、いずれも農地法第 3

条及び同施行規則第17条2項2号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位1番から順位3番までの、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第3条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。
(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条3件は決定します。
つづきまして、第4条1件、第5条2件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第4号農地法第4条による、転用許可申請の1件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番までの、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の2件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から順位2番までの、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の現地調査班長を務めて頂いた班長さんより転用案件についての補足説明をお願いいたします。

農業委員(17番) 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から北東へ、約2.5kmのところになります。申請面積は787㎡で、約20年前に、申請人の亡き母がクヌギの植林を行ったもので追認申請するものです。排水については、雨水のみで地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。なお、始末書が添付されております。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から南東へ、約1.5kmのところになります。申請面積は、5,450㎡で、牛舎4棟(2,983㎡)及び堆肥舎1棟(720㎡)を建設するものです。牛のし尿汚水については、おが屑処理のため発生せず、雨水については地下浸透とし、地下浸透能力を超えた雨水は、隣接する河川に排水する計画となっており、区長及び河川管理者の同意も得ております。また、阿蘇市畜産環境保全に関する条例については、協議中です。

農地区分は、農用地区域内農地となります。 農業用施設への転用申請です。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇市地域振興局から南へ、約1kmのところになります。現在借家住まいのため、申請面積330㎡の敷地に平屋建個人住宅（延床面積109.3㎡）を建設するものです。農地区分は、阿蘇地域振興局から1km内の第2種農地となります。生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理し隣接の側溝へ接続。雨水についても、雨水枡等を設置し、隣接する既設側溝へ接続する計画となっており、区長の同意も得ております。第2種農地であり、集落内の建設となります。

以上で、現地調査の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

議長 なければ4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。
何か質問はありませんか。

農業委員（1番） 5条の順位1番の件ですが、阿蘇市の環境保全条例について協議中ということですが、協議を行っている中許可相当と判断して良いものでしょうか。以前同様の案件で、いろいろな問題があったものですから質問します。

事務局 阿蘇環境保全条例に関することが協議を行っている段階ですが、他の法令等に関することであっても、過去においても審議にかけていますので、この案件だけ審議を行わないことはできないので、議案として上程しております。しかしながら、周辺住民に関して畜舎建設に理解を求めるよう農政課と転用者が協議しています。

議長 場所については、皆さんわかりますか。

事務局 場所については、別紙位置図を参照願います。国道57号滝室坂トンネルの阿蘇谷側の出口付近となります。国道57号と県道内牧坂梨線のバイパスが計画されている交差点となります。現道の57号線との交差点は、旧坂梨小学校の北側となっています。

事務局 転用申請地の補足をしますと、転用申請地は、過去に今回の転用者が、畜舎を建設している隣接地となります。今回、田2筆を購入し牛舎・堆肥舎を建設するものです。近隣の集落からの距離ですが、北が約180m、東が約220m、南が約210m、西が約750mの位置関係となっております。

農業委員（1番） わかりました。

事務局 以前の案件においても、別の法令等について協議中で審議しており、今回の案件のみ審議を保留することは出来ないと思えます。熊本県農業委員会の審議会においても他の法令が協議中であっても審議を行っています。許可に関しては申請面積が3,000㎡以上なので、熊本県の判断となります。

農業委員（2番） 農地法には、違反していないと思いますが、他の法令等で協議中という案件がこれからも出てくると思うが、農業委員会としては、農地法に違

反してなければ許可をだしていくのか、今後どう処理するのか。

事務局 事務局としては、農地法上の処理を行っていくつもりです。

農業委員（6番）せっかく阿蘇市環境保全条例が出来ているので、それを無視は出来ないと。環境保全条例をつくったからには、住民に納得いただくのが先だと思えるのですがいかがでしょうか。

事務局 詳しく話しますと、周辺の住民に関しましては、区の総会にて話がしてあります。反対の意見等は上がらなかったと聞いております。報告書を詰めているという段階だそうです。

議長 現実的には、隣接地からの移転であるので、そのあたりをどういうにとるのが問題かと思えます。

推進委員（8番）牛の頭数は、何頭位かわかりますか。

事務局 事務局では、頭数については、わかりません。申し訳ありません。

推進委員（8番）以前の例で、説明は行ったが後から規模拡大が大きいと、反対意見がでて、別の箇所に建設した例があったので慎重になるべきでは。

事務局 クラスタ事業を利用するということなので事業は、拡大することは間違いありません。

農業委員（2番）前回の件もクラスタ事業であったので、条例が出来ているので協議済で申請したがよい。事業の関係上急いでいるのは理解できるのだが。

推進委員（8番）工期が決まっているのを根拠に、早くしてほしいというのはいかがか。

議長 阿蘇市の条例等もある以上、農業委員会も順守するという方向性で進めていくべきだと考える。

事務局 事務局としては、県の審議会へ諮問しますが、ひとつの案として条件を付して許可相当と判断する意見書を出すという形もあります。保留という方法は、正当な理由がなければ困難だと思います。

推進委員（8番）それは、規模が大きいもしくは頭数が多いからという理由ではだめなのか。

議長 今回は、移転でもあり集落外の建設でもあり、昔は住居にあった牛舎を郊外へ移転して、道路計画により移転を余儀なくされていることは考慮すべきである。地元委員として、ご意見はございませんか。

農業委員（9番）私の集落ではありませんが、道路計画地の牛舎近くの民家より今度の計画地の方が離れています。

事務局 もう一度申しますが、2地区の地域の初寄りで、事業について移転という説明は行って反対はなかったのですが、事業の拡大等の詳細まではなかったもので、確認をしていると、農政課から聞いています。

事務局 また、先ほどから論議している他の法令等のことを許可や協議済みで審議するのか、途中でも審議可能かは、スケジュール等の関係から審議は同時進行でも

行うべきと考えます。

農業委員（2番） この事業は、早い段階からわかっていたのではないか。

事務局 道路計画は、以前からときいています、用地交渉はずいぶん時間を要しており昨年12月頃承諾いただいたと聞きました。

農業委員（1番） 場所については、問題のある位置ではないと思います。

推進委員（3番） 条例があるので、無視は出来ない、早く結論を出してもらうべきではないか。それを条件として許可するべきでないか。

事務局 先ほどもいいましたが、移転については反対がないということなので、条件を付けて意見書を出すということではいかがでしょうか。

農業委員（2番） 今後もこのような案件はあると思うので、同時進行で行っていただかないといけない。

事務局 わかりました。

議長 受付段階で、考慮できるものなのか。

事務局 もちろん受け付け段階で、他の法令や条例等のことは話しますし、添付していただきますが必須の書類でない、受付は行い審議となります。今後も、法令等に関しては順守していただくことは、強く申します。

議長 よろしいですか。

（発言なし）

議長 よろしいですか。質問がないようですので、採決いたします。4条、5条順位第2番の案件について、原案のとおり決定、5条順位第1番については条件をつけて県農業委員会へ諮問することに賛成の方は挙手願います。

委員 （異議なし。全員挙手。）

議長 全員賛成ですので農地法4条1件、5条2件は決定します。

これで議案第4号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議長 続いて議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第5号所有権移転の7件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から順位7番までの、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第5号の所有権移転について何か質問はありませんか。

（発言なし）

事務局 事務局から補足で順位1番について、売買金額が安いという意見があるかと思ひ、聞き取りをしましたところ申請地は、湿田及び地盤が弱くJRの線路の近くであることもあり列車が通るたびに振動があるとのことで収量が低い農地だそうです。

推進委員（3番） 順位7番の件ですが、反当たりが極端に安くなっていますが、理由がありますか。

事務局 順位7番の水田については、小倉遊水地内の第2湛水地となっております。

推進委員（3番） わかりました。

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 （異議なし。全員挙手。）

議長 全員賛成ですので所有権移転7件は決定します。

議長 次に議案5号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第5号2番の利用権設定の35件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位35番まで、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第5号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

（発言なし）

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 （異議なし。全員挙手。）

議長 全員賛成ですので利用権設定35件は決定します。

議長 次に議案5号3番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第5号3番の使用貸借権設定の11件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位11番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第5号3番の使用貸借権設定の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

（発言なし）

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 （異議なし。全員挙手。）

議長 全員賛成ですので使用貸借権設定11件は決定します。

これで議案第5号すべて原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて議案第6号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から7番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の1番委員と2番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の9番委員と20番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の16番委員と21番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の7番委員と8番委員にお願いしたいと思います。

順位5番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の10番委員と14番委員にお願いしたいと思います。

順位6番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の9番委員と20番委員にお願いしたいと思います。

順位7番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の7番委員と8番委員にお願いしたいと思います。

議長 議案6号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(発言なし)

推進委員(3番) 順位3番の案件について、面積が大きいですがあっせんの800万円以内控除の対象であるのか。

事務局 面積が大きいのですが、単価が安いので800万を超えない案件となっています。

推進委員(3番) わかりました。

議長 他に質問はありませんか。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案6号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定します。続いて議案第7号農業経営基盤強化法第16条第1項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請について事務局より説明願います。

事務局 順位1番の、申出人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積、調整年月日等につきましては議案書のとおりとなっています。

あっせんが不調に終わった案件を、今回阿蘇市長に対し農地法第16条第2項の規定により申し出者への通知をするよう要請するものです。

議長 議案7号について何か質問はありませんか。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案7号の案件に原案のとおり

要請することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定します。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第2回総会を閉会いたします。